

平成26年11月12日

都道府県トラック協会

専 務 理 事 殿

公益社団法人 全日本トラック協会

常 務 理 事 松崎宏則

**「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」改正案に係る
パブリックコメントの募集について**

平素は、当協会の事業運営等につきまして種々御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省では、適正取引及び安全運行の確保を図るため、貨物自動車運送事業輸送安全規則（省令）の改正（平成26年4月1日施行）及び「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」を策定（平成26年1月22日）し、運送条件等に係る重要事項の書面化をルール化等したところです。

そこで、更なる適正取引の確保を確実なものとするため、「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の改正案について、国土交通省より別紙のとおりパブリックコメント（12月9日意見募集締切）が出されましたので、お知らせいたします。

■別添資料

1. 「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」改正案に係るパブリックコメントの募集について（意見募集要領）
2. 「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」改正の概要

◇本件問い合わせ先

（公社）全日本トラック協会 企画部 小川・本間・津村

TEL: 03-3354-1037（企画部直通） FAX: 03-3354-1019



「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」改正の概要

平成26年11月10日

国土交通省自動車局貨物課

1. 【背景】

- (1) 適正取引の確保及び安全運行の確保を図るため、貨物自動車運送事業輸送安全規則（省令）の改正（平成26年4月1日施行）及び「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」を策定（平成26年1月22日）し運送条件等に係る重要事項の書面化をルール化等したところです。
- (2) さらに適正取引の確保を確実なものとするため、「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を、トラック運送事業者が荷主等との間において適正取引の推進が図られるように改定するものです。

2. 【改正点の概要】

(1) 商慣習による問題等となる行為類型例、望ましい取引慣行について

ガイドライン全般において、運送委託者、運送受託者双方が十分な協議を行い、合意した上で、実施されることが求められる取引慣行、望ましい取引実例等を拡充。

(2) 手待ち時間の改善について

手待ち時間を改善することは、トラック運送業ばかりではなく、サプライチェーン全体の最適化を進める上で大変重要であり、そのような輸送の効率化を強く求められていることから、ガイドラインに新たに項目を建てるとともに、着荷主等においても、手待ち時間の改善を進めることは大きな意義があるため着荷主等の役割についても追記。

(3) 書面化推進ガイドライン等を踏まえた適正な取引確保等について

運送契約に際して、運送業務、付帯業務、運賃、料金等についての重要事項について、荷主とトラック運送事業者の間で書面により共有すべきであることを追記。

(4) 消費税転嫁対策特別措置法について

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号。）は消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として制定されたものであり、消費税の転嫁拒否等の行為を行った場合は公正取引委員会等による指導・助言、勧告・公表の措置対象となることを追記

3. 【スケジュール】

本ガイドライン改正に関する意見募集の結果を踏まえ、今年度内を目途に改正予定

「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」改正概要

「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」を、下記の内容を踏まえ改定する。
 ・「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」等の内容を反映
 ・手待ち時間がトラック事業者の負担となっている商習慣を踏まえ、手待ち時間の改善等について記述

○商習慣による問題等となる行為例

○到着～荷役開始までの手待ち時間[配達]

(分)	到着～荷役開始	
	件数	%
0-60分	527	68.7%
60-120分	118	15.4%
120分以上	70	9.1%
-	52	6.8%
合計	767	100.0%

配達時に1時間以上の手待ち時間があるが
24.5%

○到着～荷役開始までの手待ち時間[集荷]

(分)	到着～荷役開始	
	件数	%
0-60分	274	88.7%
60-120分	17	5.5%
120分以上	6	1.9%
-	12	3.9%
合計	309	100.0%

集荷時に1時間以上の手待ち時間があるが
7.4%

○主要産業の配送センターにおける手待ち時間

	到着～荷役開始(手待ち時間)							
	0-60分		60-120分		120分以上		-	
主要産業								
合計	132	50.9%	72	27.8%	45	17.4%	10	3.9%

配送センターでの1時間以上の手待ち時間があるが
45.2%

反映

○手待ち時間の改善等について

・手待ち時間を改善することは、サプライチェーン全体の最適化を進める上で、大変重要であり、強く求められていることから、ガイドラインに新たに項目を建てる。
 ・手待ち時間の改善を進めることは大きな意義があるため着荷主等の役割についても追記。

○商慣習による問題等となる行為類型例、望ましい取引慣行について

・ガイドライン全般において、実施されることが求められる取引慣行、望ましい取引実例等を拡充

○書面化推進ガイドライン等を踏まえた適正な取引を確保等について

・適正取引推進ガイドラインの活用について追記。

○消費税転嫁対策特別措置法について

・消費税の転嫁拒否等の行為を行った場合は公正取引委員会等による指導・助言、勧告・公表の措置対象となることを追記

改正

トラック運送業における下請・荷主適正取引ガイドライン

荷主・元請・下請事業者間における問題意識等の共有により適正取引の一層の推進が図られる

「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」改正案に係る
パブリックコメントの募集について

平成26年11月10日
国土交通省自動車局貨物課

国土交通省では、別紙のとおり「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の改正を検討しております。このため、広く国民の皆様から本案に対するご意見を以下の要領で募集いたします。

<意見募集要領>

○意見募集の対象

「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」改正案

○意見の送付方法

意見提出様式に記入の上、以下のいずれかの方法で送付願います。

各方法とも、「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン改正案に係る意見」と明記の上、宛先は「国土交通省自動車局貨物課パブリックコメント担当」として下さい。

1. 電子メールの場合

メールアドレス：g_TPB_KMT@mlit.go.jp

2. 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

3. FAXの場合

FAX番号：03-5253-1637

○意見募集の期間

平成26年11月10日（月）～平成26年12月9日（火）必着

○注意事項

※ 頂いたご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上、検討を行う際の資料とさせていただきます。ご意見に対して個別の回答を致しかねますので、あらかじめその旨ご了承ください。

※ ご意見を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見の受付は対応致しかねますので、あらかじめその旨ご承知おきください。

※ 頂いたご意見の内容については、住所・電話番号・電子メールアドレスを除き公開される可能性がありますので、あらかじめその旨ご承知おき下さい。